令和　　年　　月　　日

保護者様

京都市立京都堀川音楽高等学校長

# 新型コロナウイルス感染症による
# 出席停止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症にかかられた場合は、「学校保健安全法」により「出席停止」となります。
「出席停止の期間」（療養期間）については、つぎのとおりです。（令和5年5月8日から適用）

出席停止期間：発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで

・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

・「発症した後５日を経過」や「症状が軽快した後１日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算します。

・出席停止解除後、発症から10日間を経過するまでは、マスクの着用を推奨しています。

必要な療養期間が経過し、登校される際には、保護者の方が下記の報告書に記入し学校へ提出してください。

――――――――――――――――――――――――切―り―取―り―線――――――――――――――――――――――――

## 学校への報告書

京都市立京都堀川音楽高等学校長 様

年　　番 生徒氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【病名】 新型コロナウイルス感染症

【療養期間（登校してはいけない期間）】　　月　　日（　　）曜日～　　月　　日（　　）曜日

【学校への連絡・注意事項など】

| |
|---|
| |

令和　　年　　月　　日

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

受診した医療機関等＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿